

割引運賃(手帳ご提示など)について

「身体障害者手帳」「愛の手帳」「戦傷病者手帳」「民営バス乗車割引証」
「心身障害者 民営バス乗車割引証の【介】マーク記載」提示後のバス運賃のご案内

■ 片道運賃 ■

下記「各手帳・割引証」を提示した場合は、片道運賃が半額でご利用いただけます。

■ 定期券運賃 ■

下記「各手帳・割引証」を提示した場合は、定期券運賃が3割引でご利用いただけます。

※各手帳・割引証は見本です。各都道府県により色や大きさが異なります。

※片道運賃は、現金の場合端数は10円単位に切上げです。ICカードでは1円単位に切上げです。
ご確認の上、ご利用ください。

▼ご本人の割引について▼

- ・お客さまご本人のみご利用いただけます。
- ・運賃は、普通片道運賃の5割引となります。
- ・定期券は3割引となります。

東京都、埼玉県、各都道府県が発行する「身体障害者手帳」
「療育手帳」「戦傷病者手帳」を提示した場合は、
片道運賃が半額、定期券運賃は、3割引となります。
(東京都・埼玉県の西武バスでご利用いただけます。)

【身体障害者手帳】

【療育手帳】

【戦傷病者手帳】

(例：埼玉県・東京都)

(例：埼玉県・東京都)



【写真付き精神障害者保健福祉手帳】

- お客さまご本人のみご利用いただけます。
- 運賃は、普通片道運賃の5割引となります。
- 定期券は3割引となります。

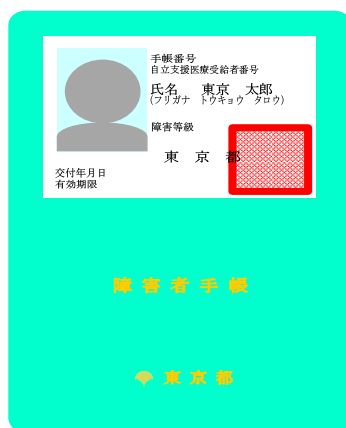
東京都、埼玉県、各都道府県が発行する「写真付き精神障害者保健福祉手帳」を提示した場合は、片道運賃が半額、定期券運賃は、3割引となります。
(東京都・埼玉県の西武バスでご利用いただけます。)

※「精神障害者保健福祉手帳」は、写真が添付されていない手帳では割引を受けることは出来ません。

※高速バス、深夜急行バスでは、割引を受けることは出来ません。

※コミュニティバスは、各市区町村の取り扱いに準じます。

(例：東京都)



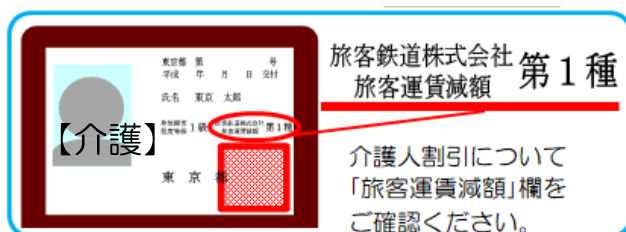
▼介護人の割引について▼

【各種手帳の場合】

- 介護人さま1名様にご利用いただけます。
- 運賃は、普通片道運賃の半額となります。
- 定期券は、3割引となります。

手帳の等級表・旅客運賃減額欄に「一級・第一種」の記載がある場合。(東京都・埼玉県発行) ※1
手帳の等級表・旅客運賃減額欄に「一級・第二種・要介護」の記載がある場合。(埼玉県発行) ※2
※1及び※2の場合を要介護者として扱います。

写真付き精神障害者手帳は、介護が必要という証明を提示した場合のみ割引となります。



旅客鉄道株式会社
旅客運賃減額 第1種

介護人割引について
「旅客運賃減額」欄を
ご確認ください。

【各種手帳提示による割引について】

180円区間 現金でご利用の場合

大人 各手帳を提示(要介護者)	大人	小児 各手帳を提示(要介護者)	大人
	+		介護人
90円	+	90円	= 180円

小児 各手帳を提示(要介護者)	小児	小児 各手帳を提示(要介護者)	大人
	+		介護人
50円	+	90円	= 140円

小児 各手帳を提示(要介護者)	小児	小児 各手帳を提示(要介護者)	小児
	+		介護人
50円	+	50円	= 100円



【幼児(要介護者)の同伴者(介護者)に対する割引について】

180円区間 現金でご利用の場合

介護人と同乗する要介護者が幼児(1歳以上6歳未満)の場合、当該幼児は無賃、同伴者(介護者)には普通運賃の半額を適用します。

幼児 各手帳を提示(要介護者)	大人	幼児 各手帳を提示(要介護者)	小児
	+		介護人
0円	+	90円	= 90円

幼児 各手帳を提示(要介護者)	小児	幼児 各手帳を提示(要介護者)	小児
	+		介護人
0円	+	50円	= 50円

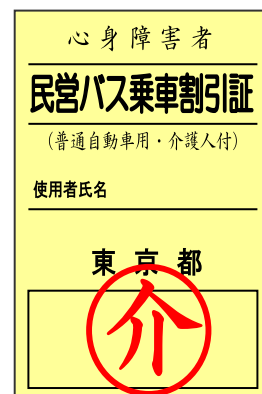
幼児 幼児1人が各種手帳を提示(要介護者)	大人	幼児 幼児1人が各種手帳を提示(要介護者)	大人		
			+		介護人
50円	+	90円	= 140円		

幼児が3人の場合、同伴する旅客1人に対して2名まで無賃です。
3人目からは小児運賃を頂戴します。
なお、同伴者(介護者)が割引運賃の適用をご希望される場合は、必ず幼児(要介護者)の各種手帳をご提示ください。

【民営バス割引証の場合】(東京都発行)

- ・介護人さま1名様にご利用いただけます。
- ・運賃は、普通片道運賃の半額となります。
- ・定期券は、3割引となります。

東京都が発行する「民営バス乗車割引証」に「介」の記載がある場合、介護での送り迎えにご利用いただけます。



注意事項

割引運賃適用を希望されるお客さまは、運賃お支払いの際、運転士に各種手帳をご提示下さい。運転士が運賃箱を割引運賃に設定したのち、運賃をお支払い願います。その際、手帳の種類、旅客運賃減額欄、有効期限を確認させていただく場合があります。また、手帳のコピーなどでは割引運賃は適用いたしかねます。ご理解とご協力をお願いいたします。

※深夜バスに乗車される場合は、手帳等をご提示の上、障害者割引運賃の倍額をお支払いください。

例 現金運賃230円の場合、【 $230円 - (230円 \div 2 = 115円 \rightarrow 120円) = 120円 \times 2 = 240円$ 】
IC運賃227円の場合、【 $227円 - (227円 \div 2 = 113.5円 \rightarrow 114円) = 114円 \times 2 = 228円$ 】

※「写真付き精神障害者手帳」では、高速バス、深夜急行バスの割引を受けることは出来ません。
※適用区間を超えて乗車される場合は、乗り越す区間の運賃をお支払いください。